

全国公立学校教頭会慶弔に関する細則

- 第1条 この会は、会則第4条により慶弔に関する細則を定める。
- 第2条 この細則は、会員の退職、役員（役員・専門部員）の退任並びに会員の死亡したときに適用する。
- 第3条 会員が退職するとき、本会より感謝状をおくる。
- 第4条 本会に対し、功労のあった役員・専門部員には、その地位を退くときに感謝状をおくる。
- 第5条 会員の死亡の際は、弔慰金2万円及び弔電をおくって弔意を表す。
- 第6条 役員及び専門部員の在任中の死亡に際しては、第5条の規定のほかに弔慰金1万円及び生花または花輪をおくって弔意を表す。
- 第7条 その他特別の事情が生じた場合は、役員会において協議のうえ決定する。

昭和57年2月5日

平成9年6月17日一部改正

平成11年2月18日一部改正

平成13年6月15日一部改正

平成20年6月13日一部改正

平成29年6月9日一部改正